

乗用自動車の賃貸借 (令和8年7月から36か月)

の一般競争入札に係る

入 札 説 明 書

(付・関係書類1式)

● 内 訳

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

契 約 書 (案)

仕 様 書

提 案 書

評 価 手 順 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

入 札 説 明 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「当機構」という。）の入札公告（令和 7 年11月13日付公告）に基づく「乗用自動車の賃貸借（令和 8 年 7 月から36か月）」に係る入札については、機構の入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借件名 乗用自動車の賃貸借（令和 8 年 7 月から36か月）
- (2) 賃貸借物件の内容 仕様書により別途指定する。
- (3) 賃貸借期間 令和 8 年 7 月（自動車検査証の登録年月日）から36か月
- (4) 納入場所 独立行政法人製品評価技術基盤機構
東京都渋谷区西原 2－49－10
詳細は仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、一切の諸経費を含む総額とする。
ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格者

- (1) 当機構の契約規程第 7 条及び第 8 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領若しくは国の各省各庁における競争参加資格審査において、令和 7・8・9 年度【役務の提供等】の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であって、資格決定通知書の写しの受領期限までに当該書類を提出した者
- (3) 当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 当機構の技術審査において採用し得ると判断した提案書を提出した者

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札説明会の日時及び場所
令和 7 年11月20日14時00分
上記日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、参加希望者は、当機構財務・会計課契約担当（g-keiyaku@nite.go.jp）に対し、「【入札説明会参加希望】（件名）」をメール件名としたうえで連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和 7 年11月19日12時00分までに登録すること。
- (2) 資格決定通知書の写し及び提案書の提出期限及び場所
期限までに原則、電子メールにて提出しなければならない。
提出期限：令和 7 年12月 9 日15時00分
場所方法：当機構 本館 2 階 財務・会計課 契約担当
E-mail：n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp
- (3) 入札書の提出期限及び場所
入札書は、原則、郵送等によるものとし、必着とする。
提出期限：令和 7 年12月 9 日15時00分
提出場所：当機構 本館 2 階 財務・会計課 契約担当 TEL:03-3481-1932

(4)開札の日時

日時：令和8年1月15日13時30分

場所：当機構 本所 本館2階 第一会議室

4. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

5. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6. 落札者の決定方法

当機構の契約規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価の最も高い者を落札者とすることがある。

落札者は、入札価格算定の基準となった機器の単価表、設置費他各種費用の積算書を契約担当者等が指定する日までに提出しなければならない。

7. 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

8. 入札保証金及び契約保証金 全 額 免 除

9. 契約書作成の要否 必 要

10. 落札者とならなかった入札通知

落札者の決定後、電子入札システム及び入札情報公開システムにて通知する。

11. 契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 田中 秀明

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

12. 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

13. 契約に係る情報の公表

本契約の名称、契約金額並びに落札者の商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。なお、情報の公表にあたり必要となる情報の提供を依頼する場合がある。

詳細はURLのとおり

(<https://www.nite.go.jp/data/000050245.pdf>)

14. 入札に係る情報の公表

入札参加者は、本契約の名称、入札金額及び商号又は名称等が公表されることについて同意する

ものとする。

独立行政法人製品評価技術基盤機構入札心得

(趣 旨)

第1条 当機構の所掌する契約のうち、一般競争を行う場合において、入札者が知り、かつ、守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び契約条項等添付書類を熟覧のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、定められた期限内に電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。

2 紙による入札参加者は、別紙様式による入札書を郵送等により直接提出しなければならない。

3 紙による入札参加者は、入札書を封筒に入れ、封かんのうえ入札者の氏名を表記すること。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を入札書と共に提出させなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、当機構の契約規程第7条及び第8条に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないものを入札代理人とすることができない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を提出しない代理人のした入札

三 記名を欠く入札

四 金額を訂正した入札

五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

六 明らかに連合によると認められる入札

七 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

八 証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が機構の審査の結果採用されなかった入札

九 入札受領期限までに到達しない入札

十 その他入札に関する条件に違反した入札

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第7条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について、相手方となるべき者の申込みに係る価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当者等が指定した日時、場所にて実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

2 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

3 予定価格が1千万以下の場合についても、落札後に契約履行が可能である旨の資料要求及びヒアリングを実施する場合がある。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項にかかわらず、総合評価方式（当該仕様を超える技術に付与する技術評価点数及び予定価格の制限の範囲内の入札金額に付与する価格評価点数の合計値による落札者決定方式）による入札の場合は、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

3 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

4 前項の規定による調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のう

ち、最低の価格（総合評価点方式の場合は、最も高い総合評価点）をもって入札した者を落札者とするところがある。

- 5 落札者は、本契約の名称、契約金額並びに商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

（落札決定の取消し）

第9条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札は第1回目の入札の翌日実施を基本とする。その場合、電子入札システムにより入札書を提出した者は、定められた期限内に同システムにおいて再度の入札を行うこと。紙による入札参加者は、第1回目の入札書と共に再度入札用の入札書を提出する、又は定められた期限内に提出すること。なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

（同価格又は同総合評価点の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札者となるべき同価格（総合評価点方式の場合は同総合評価点）の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじ番号を選択しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじ番号を選択させるものとする。

（契約書の提出）

第12条 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名し（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表が署名することをもって代えることができる。）落札決定の日から10日以内に契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第13条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

入札書

入札件名 乗用自動車の賃貸借（令和8年7月から36か月）

入札金額
（税抜き）

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 殿

入札説明書に従い、契約条項の内容及び貴機構入札心得を承認の上、上記金額によって入札いたします。

競争参加者 住 所

会 社 名

代表者名

代 理 人

（注）金額は算用数字で表記し、あたまを¥でとめること。

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 殿

[委任者] 住 所

会 社 名

代表者名

私は、独立行政法人製品評価技術基盤機構における「乗用自動車の賃貸借（令和8年7月から36か月）」の入札に関する一切の権限を下記代理人に委任します。

記

[受任者]
代 理 人

賃 貸 借 契 約 書 (案)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 田中 秀明（以下「甲」という。）は、
〇〇 〇〇（以下「乙」という。）と、乗用自動車の賃貸借（令和8年7月から36か月）について、下記のとおり賃貸借契約を締結する。

記

賃 貸 借 件 名 乗用自動車の賃貸借（令和8年7月から36か月）

契 約 金 額 総額 ￥－－－－－－－－.－
（うち消費税額及び地方消費税額 ￥---.-）

月額 ￥－－－－－－－－.－
（うち消費税額及び地方消費税額 ￥---.-）
上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

賃貸借物件の内容 仕様書のとおり

賃 貸 借 期 間 令和8年7月（自動車検査証の登録年月日）から36か月

契 約 保 証 金 全 額 免 除

納 入 場 所 独立行政法人製品評価技術基盤機構
東京都渋谷区西原2-49-10
詳細は仕様書による。

この契約の証として本証書2通を作成し双方記名のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都渋谷区西原2-49-10
独立行政法人製品評価技術基盤機構
企画管理部長 田中 秀明

乙 -----○-○-○○
株式会社-----
代表取締役 ○ ○ ○ ○

独立行政法人製品評価技術基盤機構 賃貸借契約条項

(適用)

第1条 本条項は、頭書物件の賃貸借契約に適用する。乙は、頭書物件を契約期間中甲の使用に供し、甲に適切な操作方法を指導し甲の円滑な業務遂行を図らなければならない。

(契約事項移転の制限)

第2条 乙（又は丙）は、甲の承諾を得ないで本契約事項を第三者に移転してはならない。ただし、乙（又は丙）が信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(設置等の費用)

第3条 乙は、物件の設置のための荷造り、運送、据付工事等の一切の費用を負担するものとする。

(物件の保守)

第4条 乙は、契約期間中乙の負担において従業員を派遣し、甲が物件を良好な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。ただし、甲が本契約に含まれない特別の保守を依頼したときの費用は、甲の負担とする。

(機能の保証)

第5条 乙は、契約期間中物件の機能を保証するものとし、物件が故障したときは誠意をもって速やかにこれを修復しなければならない。

2 乙が物件の復旧に相当の日時を要し、甲の業務に支障をきたした場合、乙は物件の使用不能により生じた甲の損害を賠償する責任を負うほか、その期間における賃貸借料を減額しなければならない。なお、乙が物件の使用不能により生ずると予想される障害について甲の承諾を得て、事前の防止処置により障害を回避し得た部分については、この限りでない。

(善管義務)

第6条 甲は、物件を運転するときは、設置場所の室内の温度、湿度等を常に物件に適切な状態に保たなければならない。

2 乙は前項の温度、湿度等につき甲に対し助言するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及びその従業員は、この契約期間中甲の承諾を得て物件の機能の維持のため設置場所に入出りできるものとする。

2 乙及びその従業員が作業に関して知り得た甲の業務上の内容は、これを他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を乙に請求するには、甲がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、引渡し時においてその契約不適合を甲が知ったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(対価の支払の時期)

第9条 月額賃貸借料は、当該月を経過した後において、甲は乙又は丙から適法な支払請求書を受領した日から60日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 前項の月額は、月の初日から末日までの1か月とする。ただし、1か月に満たない期間の賃貸借料は、当該月の現日数による日割計算により算出した額とし、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。

(対価の支払遅延利息)

第10条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(危険負担)

第11条 天災その他不可抗力の原因により物件の滅失、毀損を生じた場合は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が正当な理由なく本契約を履行せず、又は甲においてこれを履行することができないと認めたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の他契約期間満了前において本契約を解除しようとするときは、その1か月前までに乙に通知しなければならない。

3 乙が、契約期間満了前において本契約を解除しようとするときは、その1か月前までに甲の承諾を得なければならない。

4 天災その他不可抗力の原因により、甲において物件が使用不能になったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約は解除されたものとする。

(違約金)

第13条 甲は、乙又丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、本契約条項に違反し、又は前条第1項及び第3項による本契約の解除に正当な理由がなく甲の承諾が得られない場合において契約不履行のときは、違約金として、延引日数に1日につき当該不履行に当たる金額の1,000分の1を徴収できるものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお 損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、第12条第1項、第3項及び第13条の実施を確定した日から1年とする。

(引取費用)

第15条 乙は、契約期間満了又は第12条第1項、第3項及び第4項の規定による契約の解除にともなって物件を引き取る場合は、それに必要な荷造り、運送等の一切の費用を負担しなければならない。

(契約の公表)

第16条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

また、甲と乙との間の取引高が、乙の総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている場合は、加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(協議)

第17条 本契約条項に疑義のあるとき、又は本契約条項に定めていない事項については、甲、乙双方協議の上で決定するものとする。

特 記 事 項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 2 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 一 独占禁止法第6条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - 二 独占禁止法第6条第2項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。
- 3 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに、次の各号文書のうち、いずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第6条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第6条第2項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第4条 甲及び乙は、本契約締結時及び将来にわたって自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役員及び従業員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定を、自らの再委託先及び本契約の履行に関わる第三者にも遵守させる義務を負うものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方について前二項に対する違反を発見した場合、何らの通知催告を要せず本契約を解除することができ、当該解除の結果により相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害を賠償しない。